

外国税額控除額の計算書
農地等納税猶予税額

被相続人

1 外国税額控除

この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)	② 税額	③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
		..			円	円		円	円
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑪」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑬×「第3表の各農業相続人の⑫の金額」)	②		
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の(⑬+⑭)の金額)	③		
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑬×「第3表の各農業相続人の⑫の金額」)	⑤		
計の金額 (③－(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②－⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の4表の①又は⑤欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。

第8表(平24.4)

(資4-20-9-1-A4統一)

外国税額控除額の計算書
農地等納税猶予税額

被相続人

1 外国税額控除

この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)	② 税額	③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
		..			円	円		円	円
		..							
		..							
		..							
		..							
		..							

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑪」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑬×「第3表の各農業相続人の⑫の金額」)	②		
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の(⑬+⑭)の金額)	③		
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑬×「第3表の各農業相続人の⑫の金額」)	⑤		
計の金額 (③－(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②－⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、第8の3表の①又は⑤欄の金額をその人の「農地等納税猶予税額⑭」欄に転記します。

第8表(平22.4)

(資4-20-9-1-A4統一)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)		
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日 認定番号
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円		
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		

2 特例非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額 (③ × ④)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)

③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)

%

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地 _____
会社名 _____
代表者氏名 _____ 印

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

第8の2表の付表1(平24.4) (資4-20-9-3-A4統一)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)		
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日 認定番号
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有 無
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円		
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		

2 特例非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	⑤ 価額 (③ × ④)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)

③ 会社のすべての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)

%

上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日

所在地 _____
会社名 _____
代表者氏名 _____ 印

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

第8の2表の付表1 (平22.4) (資4-20-9-3-A4統一)

第8の2表の付表1 (平成22年4月分以降用)

※の項目は記入する必要がありません。

※の項目は記入する必要がありません。

改 正 後	改 正 前
《 書 き か た 等 》 1 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予の特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑨欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 2 「2 特例非上場株式等の明細」欄 (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。 (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 3 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 (平24.4)	《 書 き か た 等 》 1 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予の特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑨欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。 2 「2 特例非上場株式等の明細」欄 (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。 (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (4) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 3 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1) 経営承継相続人等と特別の関係がある者とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3) ③欄の金額は会社のすべての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 (平22.4)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑧ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・ ・ ・ ・ ・	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
④ 相続開始の時点における資本金の額	円			
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円			
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人			
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名				

2 特例非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等 株・口・円

(2) 特例非上場株式等の明細

区 分	受 贈 年月日	① 被相続人から相続 又は遺贈により取得 した株式等の数等	② 被相続人から贈与 により取得した株式 等の数等	③ ①又は②のうち特 例の適用を受ける株 式等の数等	④ 1株(口・円) 当たりの価額 (裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社 株式等に係る特例非 上場株式等	・ ・		株・口・円	b	株・口・円	円
	・ ・			b		
ロ 特定同族株式等 に係る特例非上場株式 等	・ ・			b		
	・ ・			b		
ハ イ及びロ以外の特 例非上場株式等		a	株・口・円	c		
		合 計	d	e		A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ 2の(2)③欄の限度となる数等	イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る特例非上場株式等(イの数の合計)の限度数	ロ 相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等(ロの数の合計)の限度数
株・口・円	株・口・円	①≦②の場合 ①<②の場合	(②-③)の数の場合(赤字の場合は0)	(②-③)の数の場合(赤字の場合は0)
			(②-③)の数の場合	(②-③)の数の場合

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・							
・ ・							
・ ・							

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)

③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)

上記の明細の内容に相違ありません。平成 年 月 日

所 在 地
会 社 名
代表者氏名 印

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

第8の2表の付表2(平24.4)

(資4-20-9-4-A.4統一)

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

被 相 続 人	
経営承継相続人等	

1 特例非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑧ 経営承継相続人等が役員等であった期間	・ ・ ・ ・ ・	
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日
③ 事業種目		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
④ 相続開始の時点における資本金の額	円			
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円			
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人			
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名				

2 特例非上場株式等の明細

(1) 相続開始の時点における発行済株式等の総数等 株・口・円

(2) 特例非上場株式等の明細

区 分	受 贈 年月日	① 被相続人から相続 又は遺贈により取得 した株式等の数等	② 被相続人から贈与 により取得した株式 等の数等	③ ①又は②のうち 特例の適用を受ける 株式等の数等	④ 1株(口・円) 当たりの価額 (裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社 株式等に係る特例非 上場株式等	・ ・		株・口・円	b	株・口・円	円
	・ ・			b		
ロ 特定同族株式等 に係る特例非上場株式 等	・ ・			b		
	・ ・			b		
ハ イ及びロ以外の特 例非上場株式等		a	株・口・円	c		
		合 計	d	e		A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算

この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)のe欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ bの合計	④ (①-②+③)の数の場合(赤字の場合は0)	⑤ ①≦②の場合には、特例の適用を受けようとするの欄に記入したものの合計の値。⑥の⑤数を限度として特例の適用を受けることができます。この場合、相続又は遺贈により取得した株式等について特例の適用を受けることはできません。
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第21項第11号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・							
・ ・							
・ ・							

② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)

③ 会社のすべての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)

④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)

上記の明細の内容に相違ありません。平成 年 月 日

所 在 地
会 社 名
代表者氏名 印

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意

私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

第8の2表の付表2(平22.4)

(資4-20-9-4-A.4統一)

第8の2表の付表2(平成22年4月分以降適用)

改正後	改正前
《 書 き か た 等 》 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等 (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。 (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。 イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。） ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。） (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。 また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。） 3 「2 特例非上場株式等の明細」欄 (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から④欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。 なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの特例の適用を受けることはできません。 (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。 (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。 (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。 (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 5 「5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄 (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。 (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。 (平24.4)	《 書 き か た 等 》 1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等 (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。 (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。 イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。） ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等をいいます（イの株式等を除きます。） (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。 また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。 2 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。） 3 「2 特例非上場株式等の明細」欄 (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。 なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの特例の適用を受けることはできません。 (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。 (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。 (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。 (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り、又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の金額の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。 4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄 (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。 なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。 (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。 5 「5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄 (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得したすべての人の同意が必要です。 (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。 (平22.4)

改正後

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人		
1 特例相続非上場株式等に係る会社		経営相続承継受贈者		
① 会社名		⑦ 相続開始の時にける経営相続承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)			
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の確認の状況	確認年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時にける資本金の額	円		確認番号	
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人			
(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑥までの各欄を記入します。 2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第8項の規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）又は相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。				
2 特例相続非上場株式等の明細				
受贈年月日	① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時ににおいて保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)4」参照)
・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円 A
(注) 1 ①から⑥欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 ②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。 3 ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算」の④欄の数等が限度となります。 4 ④欄の金額は、贈与の時にける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を相続特別措置法第70条の7第2項第5号に規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。 5 特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）又は相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第13項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時にける特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして相続特別措置法施行規則第23条の12第3項又は相続特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第17号）附則第22条第3項の規定に基づき計算した価額が⑤欄の金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。 6 A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。				
3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算				
この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。				
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①－②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	
(注) ②欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。				
※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認

第8の2表の付表3(平24.4)

(資4-20-9-5-A4統一)

改正前

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人		
1 特例相続非上場株式等に係る会社		経営相続承継受贈者		
① 会社名		⑦ 相続開始の時にける経営相続承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)			
③ 事業種目		⑧ 経済産業大臣の確認の状況	確認年月日	平成 年 月 日
④ 相続開始の時にける資本金の額	円		確認番号	
⑤ 相続開始の時にける資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社又は医療法人の株式等の有無	有	無
⑥ 相続開始の時にける従業員数	人			
(注) 1 相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた特例受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑥までの各欄を記入します。 2 ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項各号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）又は相続特別措置法施行令第40条の8の3第7項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。				
2 特例相続非上場株式等の明細				
受贈年月日	① 相続開始の時にける発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時ににおいて保有していた株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(「(注)4」参照)
・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円 A
(注) 1 ①から⑥欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 ②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。 3 ③欄の数等は、「3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算」の④欄の数等が限度となります。 4 ④欄の金額は、贈与の時にける価額を基礎として計算した価額を記入します。 なお、特例相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（相続特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。）であって特例相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（相続特別措置法施行令第40条の8第7項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。）又は相続特別措置法施行令第40条の8の3第7項の規定において準用する相続特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額は、相続特別措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の相続特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時にける特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等がその外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして相続特別措置法施行令第40条の8の3第8項及び相続特別措置法施行規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となります。 5 A欄の金額（④欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、この明細書以外に第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。				
3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算				
この欄は、「2 特例相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。				
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等(2の①× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営相続承継受贈者が2の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ (①－②)の数等 (赤字の場合は0)	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のいずれか少ない方の数等)	
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	
(注) ②欄の数等の記入に当たり、贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください。				
※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認

第8の2表の付表3(平24.4)

(資4-20-9-5-A4統一)

第2 相続税関係

- 21 -

(新規)

山林納税猶予税額の計算書

山林納税猶予税額の計算書				被 相 続 人	
この計算書は、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。				林 業 経 営 相 続 人	
私は、第8の3表の付表の「2 特例施業対象山林・特例山林の明細」に記載した特例施業対象山林のうち特例山林の全てについて相続特別措置法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例の適用を受けます。					
1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の(A+B)欄の金額				円	
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）					
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）				, 000	
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）				, 000	
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）				, 000	
⑥ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）				0, 000, 000	
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）				, 000	
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）				, 000	
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算					
法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		①法定相続分に応ずる取得金額 (⑦×⑧)	②相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	③法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑧)	④相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
法定相続分の合計	1	⑤相続税の総額（②の合計額）	00	⑥相続税の総額（④の合計額）	00
(注) ① ⑤欄の「第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄の金額」となります。 ② ③及び④欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。					
2 山林納税猶予税額の計算					
①（林業経営相続人の第1表の(⑧＋⑨－⑩)）の金額				円	
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑧×1の④／1の(③＋⑤)）					
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）					
a（②＋③－林業経営相続人の第1表の⑩）の金額（赤字の場合は0）					
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額（1の⑧×1の④／1の(③＋⑤)）					
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）					
b（④＋⑤－林業経営相続人の第1表の⑩）の金額（赤字の場合は0）					
⑥ 林業経営相続人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑨（又は⑩）＋⑪－⑫)）（赤字の場合は0）					
⑦ (①＋a－b－⑥)の金額（赤字の場合は0）					
⑧ 山林納税猶予税額（a－b－⑦）（100円未満切捨て）（赤字の場合は0）				00	
(注) ① ⑥欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第1表の⑩」の金額とします。 ② ⑧欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林納税猶予税額⑧」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例又は非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑤欄の金額によらず、第8の4表の③又は⑤欄の金額を林業経営相続人の第1表の「山林納税猶予税額⑧」欄に転記します。					
※税務署整理欄 入力		確認			

(資 4-20-9-7-A 4 統一)

被 相 続 人	
林業経営相続人	

林業經營相統人

① 特例施業対象山林を相続又は贈与により取得した日（相続開始年月日）	平成	年	月	日
② 相続の開始があったことを知った日（通常は①と同じ日になります。）	平成	年	月	日
③ 相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命（1年未満切捨て）を経過する日までの期間				
④ 「③の期間」と「30年」のうちいずれか短い期間				

2 特例施業対象山林・特例山林の明細

特例山林の土地の価額の合計額 A		特例山林の立木の価額の合計額 B	
------------------	--	------------------	--

(注) ① 路網整備を行わない山林等の欄には、路網整備を行わない山林又は市町村区域内の山林に該当する場合は「×」と記入します。
② 路網の「標準伐期齢等」とは、森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢をいいます。ただし森林法施行規則第13条第1項に規定する水源かん養機能増進増進森林の区域内に存する立木については、標準伐期齢に10年を加えた数値を用い、それ以外の区域に存する立木のうち標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う長伐期齢を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下「長伐期齢森林」といいます。）の区域内に存する立木については、その長伐期齢森林につき市町村森林整備計画に定められている林齢をいいます。
③ ①欄は、「(X)」の場合には「適」、それ以外の場合には「否」を○で囲ってください。
④ 上記に記入しないときは、適宜の用紙に特別処置対象山・特別山の明細を記載して添付してください。

経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額	円	
---------------------------	---	--

※税務署整理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

(資 4-20-9-8-A 4 統一)

– 23 –

改正後

第8の4表
(平成24年4月分以降用)

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び山林納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1 調整前猶予税額等の明細

この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書（第8の4表）において「経営承継人」と表記しています。

① 調整前農地等猶予税額（その人の第8表の「2」⑦欄の金額）	円 00
② 調整前株式等猶予税額（その人の第8の2表の「2」⑩欄の金額）	00
③ 調整前山林猶予税額（その人の第8の3表の「2」⑤欄の金額）	00
④ 調整前猶予税額（①＋②＋③）	00
⑤ 猶予可能税額（その人の第1表の②欄の金額）	00
(注) 1 ④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合（「④>⑤」の場合）は、「2 各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合（「④≦⑤」の場合）は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」、「株式等納税猶予税額③」又は「山林納税猶予税額④」欄にそれぞれ転記します。	
2 各納税猶予税額の調整	
この欄は、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合（「④>⑤」の場合）に使用します。 なお、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合（「④≦⑤」の場合）は記入を要しません（上記1の(注)2参照）。	
⑥ 調整後の農地等納税猶予税額（⑤×①/④）（100円未満切捨て）	円 00
⑦ 調整後の株式等納税猶予税額（⑤×②/④）（100円未満切捨て）	00
⑧ 調整後の山林納税猶予税額（⑤×③/④）（100円未満切捨て）	00
(注) ⑥、⑦及び⑧欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額②」、「株式等納税猶予税額③」又は「山林納税猶予税額④」欄にそれぞれ転記します。	

第8の4表(平24.4)

(資4-20-9-6-A4統一)

改正前

第8の3表
(平成21年4月分以降用)

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整の計算のために使用します。

1 調整前猶予税額等の明細

① この計算書の農業相続人の調整前農地等猶予税額（その人の第8表の「2」の⑦欄の金額）	円 00
② この計算書の農業相続人の調整前株式等猶予税額（その人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の第8の2表の「2」の⑩欄の金額）	00
③ 調整前猶予税額（①＋②）	00
④ この計算書の農業相続人の猶予可能税額（その人の第1表の②欄の金額）	
(注) 1 ③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）は、「2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≦④」の場合）は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①及び②欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額②」及び「株式等納税猶予税額③」欄にそれぞれ転記します。	
2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整	
この欄は、上記1の③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）に使用します。 なお、上記1の③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≦④」の場合）は記入を要しません（上記1の(注)2参照）。	
⑤ 調整後の農地等納税猶予税額（④× $\frac{①}{③}$ ）（100円未満切捨て）	円 00
⑥ 調整後の株式等納税猶予税額（④－⑤）（100円未満切捨て）	00
(注) ⑤及び⑥欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額②」及び「株式等納税猶予税額③」欄にそれぞれ転記します。	

第8の3表(平22.4)

(資4-20-9-6-A4統一)

改正後

生命保険金などの明細書

被相続人

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・ ・	円	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)

が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人

が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	第2表の④の法定相続人の数	④
(500万円×人)により計算した金額を右の④に記入します。)		円 ,000,000

保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $\left(\left(\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑧}} \right) \right)$	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	⑧		

(注) 1 ⑧の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(平24.4)

資4-20-10-A 4統一

改正前

生命保険金などの明細書

被相続人

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・ ・	円	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)

が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人

が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	第2表の④の法定相続人の数	④
(500万円×人)により計算した金額を右の④に記入します。)		円 ,000,000

保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑧}}$	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	⑧		

(注) 1 ⑧の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(平22.4)

資4-20-10-A 4統一

第2 相続税関係

- 25 -

改正後

退職手当金などの明細書

被相続人

第10表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金 などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・ ・		円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算
この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金 などの非課 税限度額	第2表の④の 法定相続人の数 (500万円× 人により計算した金額を右の④に記入します。)	④ 円 ,000,000	
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 $\left \left(\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{③}} \right) \right $	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	⑥		

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(平24.4) (資4-20-11-A4統一)

改正前

退職手当金などの明細書

被相続人

第10表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金 などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・ ・		円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算
この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金 などの非課 税限度額	第2表の④の 法定相続人の数 (500万円× 人により計算した金額を右の④に記入します。)	④ 円 ,000,000	
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 $\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{③}}$	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	⑥		

(注) 1 ③の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(平224) (資4-20-11-A4統一)

第2 相続税関係

- 26 -

改正後

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ③の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						

	氏名	（各人の合計）				
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）					

（注）

1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。

2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。

3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の③欄にそれぞれ転記します。

4 各人の⑨欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額②」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
								円

（注）

1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。

2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表（平24.4）

（資4-20-12-2-A4統一）

改正前

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ③の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1				円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						

	氏名	（各人の合計）				
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）	円	円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）					

（注）

1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。

2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。

3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の③欄にそれぞれ転記します。

4 各人の⑨欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額②」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

（上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。）

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
								円

（注）

1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。

2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表（平224）

（資4-20-12-2-A4統一）

第2 相続税関係

- 27 -

改正後

第11・11の2表の付表1（平成24年4月分以降用）

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表及び第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します（裏面参照）。

1特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

2特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」のとおり。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。

(3) 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

①

限度面積

②

特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積）

③

特例適用残面積
(①－②)

400㎡

㎡

㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④

特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の時価総額の半に相当する金額の合計額
※ 10億円を超える場合は10億円となります。

⑤

特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額

(④× $\frac{③}{①}$)

⑥

⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額（⑧欄の金額））

⑦

特例適用残価額
(⑤－⑥)

円

円

円

円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧

特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額

⑨

特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額
(⑧× $\frac{③}{①}$) 又は (⑧× $\frac{⑦}{④}$)

⑩

⑩のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）

円

円

円

(注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{⑦}{④}$)」により計算します。
3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{⑦}{④}$)」により計算します。

第11・11の2表の付表1（平24.4）

(資4-20-12-3-A4統一)

改正前

第11・11の2表の付表1（平成21年4月分以降用）

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

この表及び第11・11の2表の付表2の1から付表4までについては、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します（裏面参照）。

1特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

2特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

(1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の特例」のとおり。

(2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。

(3) 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

①

限度面積

②

特例の適用を受ける面積（第11・11の2表の付表2の1の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積）

③

特例適用残面積
(①－②)

400㎡

㎡

㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④

特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式（出資）の時価総額の半に相当する金額の合計額
※ 10億円を超える場合は10億円となります。

⑤

特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額

(④× $\frac{③}{①}$)

⑥

⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額（⑧欄の金額））

⑦

特例適用残価額
(⑤－⑥)

円

円

円

円

(注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧

特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額

⑨

特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額
(⑧× $\frac{③}{①}$) 又は (⑧× $\frac{⑦}{④}$)

⑩

⑩のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）

円

円

円

(注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{⑦}{④}$)」により計算します。
3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合（あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。）において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「(⑧× $\frac{⑦}{④}$)」により計算します。

第11・11の2表の付表1（平22.4）

(資4-20-12-3-A4統一)

改正後	改正前
(注) この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 (平24.4)	(注) この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 (平22.4)